

6月定例会の議案質疑等の内容

6月定例会(6月3日から24日まで開催)では、市長提出議案15件のほか、議員提出議案1件を審議しました。質疑・討論の主な内容は下記のとおりです。議案の結果については、7ページをご覧ください。

下水道条例の一部改正

趣旨 公共下水道事業の健全な経営にあたり、秩父市下水道事業審議会の答申に基づき平均24・7%の使用料の改定を行うもの。

問 改正理由は。また、なぜ改正が必要なのか。

答 市の下水道事業は、老朽化に伴う改築更新費用の増加に対し、使用料収入は減少するなど経営は厳しい状況にあり、一般会計からの多額の繰入金に依存して、経営が維持されている状態である。検討の結果、料金改定は必要不可欠との結論に達した。

問 市民への影響は。

答 一般的に3人から4人の世帯で、改定前4301円から改定後5665円となり、金額にして1364円の値上げ、改定率は31・7%になる。

問 8年11月1日を施行日とした理由は。

答 下水道事業審議会から、「使用料算定期間や使用者への周知期間などを考慮し、8年11月1日に施行することが適当である」との答申を受けた。この答申に基づき決定した。

問 基本使用料、従量使用料ともに「一般用」と「公衆浴場用」の分類となっているが、飲食店や工場、学校、病院などの施設は「一般用」に区分されるのか。

答 飲食店や工場、学校、病院、また、ホテルや旅館、民泊なども全て「一般用」である。「公衆浴場用」に適用されるのは、市内では銭湯の2施設のみである。

下水道事業会計補正予算(第1回)

問 補正予算により、収支にどのように影響するのか。

答 収益的収支において支出の増加分よりも収入の増加分が上回るため、その分が改善されると考える。

問 既決予定額の収入から支出を引いた5867万9千円の赤字が、今回の補正で4262万2千円の赤字となり、差額1605万4千円分の赤字解消ということでしょうか。

答 そのとおりである。基準外繰入金を増やす予定はないが、赤字解消に至るのは難しい。

問 業務費増額の具体的な内容は。

答 委託料87万2千円の増額は、使用料改定に関するチラシを水道の検針時に検針員が各戸配布を行う委託料である。また、負担金90万円の追加計上は、使用料改定に伴う料金システム改修費用の負担金で、システムの所有者である秩父広域市町村圏組合水道局がシステムの開発者に改修業務を委託し、その費用を負担金とし

て水道局に支払うものである。

討論

反対

近年の物価高騰は依然として収まらず、実質賃金は4年連続マイナス、年金も減少傾向が続いている。こうした中で自治体には、市民の暮らしを守るため、特に光熱水費の負担増から市民を守る取り組みが強く求められている。物価高騰が市民生活を直撃している現状を踏まえれば、これ以上の負担を避けるためにも一般会計からの繰入れを増額し、市民生活を下支えする判断が必要と考え、反対する。



6月定例会本会議の様子(本庁舎4階)

まちづくり委員会

6月定例会で付託された議案2件について報告する。

◆下水道条例の一部改正

◆下水道事業会計補正予算(第1回)

問 今回の改定により、国が求める使用料単価1立方メートルあたり150円という基準を満たすことになるのか。

答 8年度から12年度までの算定期間においては、使用料単価は150円以上となる見込みである。

問 前回の改定の際に、下水道事業の経営努力を行うとされていたが、今回の改定にどのように反映されているのか。

答 下水道未整備地区の計画見直し、社会資本整備総合交付金の活用、企業債の償還方法の見直しなどの経営改善に取り組んできたが、人口減少に伴う使用料収入の減少や物価高騰などにより経営環境が厳しさを増していることから、今回の改定が必要と判断した。今後の経営改善策として、太陽光発電設備や省エネ型送風機の導入など、先進技術を活用した費用の低減化や、ウォーターPPP(水の官民連携)による事務効率の検討を行うことで、さらなる経営の合理化を進めていく。

○以上2件は原案のとおり可決

6月定例会で審議した議案の結果

議案の件名			会派ごとの賛否									
			市民 5人	未来 3人	新政 2人	公明 2人	関根	三澤	無会派 黒澤 大岩	宮川	土谷	
条例	下水道条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
予算補正	下水道事業会計補正予算(第1回)	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
人事案件	農業委員会委員の任命(横田友氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(豊田恵男氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(新田恭一氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(青野孝司氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(新井一雄氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(富田博明氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(吉川稔氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(黒田昭雄氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(高田忠一氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(風間操氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(浅見健氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(富田典孝氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業委員会委員の任命(石橋忠氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案提出議員	非核三原則の堅持を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市民:市民クラブ 未来:つなぐ MIRAI 新政:新政ちちぶ 公明:公明党 無会派:会派に属さない議員 ※議長は人数に含まれていません。

○:賛成 ×:反対

人事案件

農業委員会委員の任命について意見を求められ、市議会は次の方を適任と認め同意することに決定しました。

農業委員会委員

横田 友氏 豊田 恵男氏 新田 恭一氏 青野 孝司氏 新井 一雄氏 富田 博明氏 吉川 稔氏 黒田 昭雄氏 高田 忠一氏 風間 操氏 浅見 健氏 富田 典孝氏 石橋 忠氏



意見書

6月定例会の最終日に、議員提出議案の意見書1件が提出され、審査の結果、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁等に送付されました。内容については、次のとおりです。

非核三原則の堅持を求める意見書

国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く求める。

